第七十四条第一項において準用する第四十七条	令第三十九条第一項	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の七第一項
	及び最低積立基準額の明細を示した	の明細を示した書類及び支払保証経理に係る
	未収掛金及び未収徴収金	未収徴収金
	年金経理	年金経理等
第七十四条第一項において準用する第四十八条第一項及び第二項	年金経理	年金経理等
	別途積立金	それぞれ別途積立金
第七十四条第一項において準用する第四十九条	業務経理	支払保証経理、福祉事業経理、共済経理又は業務経理
第七十四条第一項において準用する第五十三条	管轄地方厚生局長等（当該基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等をいう。第五十四条、第五十五条第一項、第四項、第五項、第六十四条並びに第六十七条において同じ。）	厚生労働大臣
第七十四条第一項において準用する第五十四条	法第百二十条第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条第一項
	加入員	基金中途脱退者若しくは解散基金加入員
	管轄地方厚生局長等	厚生労働大臣
第七十四条第一項において準用する第五十五条第一項	法第百七十六条第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条第一項
	事項（連合会に委託した場合にあつては、第二号に掲げる事項）	事項
	管轄地方厚生局長等	厚生労働大臣

第七十四条第一項において準用する第五十五条第二項	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
	管轄地方厚生局長等	厚生労働大臣
第七十四条第一項において準用する第五十五条第四項	法第百七十六条第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項
	、法	、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条において準用する改正前厚生年金保険法
	管轄地方厚生局長等	厚生労働大臣
	令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令
第七十四条第一項において準用する第五十五条第五項	管轄地方厚生局長等	厚生労働大臣
第七十四条第一項において準用する第五十六条	二通	一通
	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法
	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
第七十四条第一項において準用する第六十一条第一項	法第百三十四条	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条
第七十四条第一項において準用する第六十二条	第二十五条	第七十四条第一項において準用する第二十五条
第七十四条第一項において準用する第六十三条第一項	厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等	厚生労働大臣
	代議員会	評議員会
第七十四条第一項において準用する第六十三条第二項	法第百十八条第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十六条第二項